

総合保養地域整備基本構想に係る主務大臣協議の廃止



1 現状

基本構想の概要

- ・ **「総合保養地域整備法」**：国民が余暇等を利用して滞在しつつ行うスポーツ、レクリエーション、教養文化活動、集会等の多様な活動に資するための総合的な機能の整備を民間事業者の能力の活用に重点を置きつつ促進する措置を講ずることにより、ゆとりある国民生活を実現し、地域の振興を図ることを目的に、昭和62年に制定。（総合保養地域整備法第1条）
- ・ 都道府県は、主務大臣（総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣）が定める基本方針に基づいて、**基本構想**（特定地域、重点整備地区の設定等）を作成。**主務大臣に協議をしたうえで、同意を得る**という手続きを行い運用されている。（総合保養地域整備法第5条）
- ・ 同意を得た基本構想に基づき特定民間施設等を整備する民間事業者等に対して、資金の確保の配慮（努力義務）、農地法等による処分についての配慮、国有林野の活用についての配慮などの優遇措置を講じることができることとされている。（総合保養地域整備法第10～15条）

1 現状

全国における同意基本構想の状況

- ・ 同法制定後30年が経過しており、バブル経済の崩壊といった社会経済情勢の変化等から全国的に休止状態となっているものが多い。
- ・ 全国的にリゾート開発の多くが頓挫している現状を受け、国は基本方針（基本的な考え方）を平成16年2月に全面的に変更、構想廃止を含めた事業の見直しを行うように指導しているが、事務負担の大きさから変更や廃止が進んでいない。
- ・ 法制定当初、41道府県で42地域の基本構想があったが、平成16年の基本方針の変更を契機に平成18年度から廃止の動きがあり、12地域の構想が廃止済み。現在は29道府県で30地域の同意基本構想が策定されている。

1 現状

鳥取県における同意基本構想の状況

・ バブル期にリゾート開発がブームになり、本県でも大山国立公園地域を中心とする構想「ふるさと大山ふれあいリゾート構想」が策定されたが、バブル経済崩壊後の平成15年頃に構想の推進母体がなくなり、対象事業の大半が中止又は中断している状況。ハード整備が中心であり、多くの計画が頓挫している。

ふるさと大山リゾート構想の状況

- ・ S63 基本構想の推進母体となる「大山山麓エリア・リゾート推進協議会」発足
- ・ H3. 12 「ふるさと大山リゾート構想」大臣承認
- ・ H10 推進組織を「大山山麓リゾート・観光推進協議会」に改組
- ・ H13 一部事業区域において、絶滅危惧種であるオオタカ保護の問題から事業中止決定
- ・ H15 推進組織を「大山山麓観光推進協議会」に改組、リゾートから撤退

2 支障事例

同意基本構想の廃止手続きが進まない理由

- ・ 基本構想の変更・廃止には政策評価の実施等を行った上での国の同意が必要とされており、**事務負担が極めて大きい**ために**変更や廃止が進んでいない**。

廃止に必要な手続き

各県が基本構想の政策評価を実施した上で、構想見直し又は廃止を決定。

⇒ 主務大臣（総務、農林水産、経済産業、国土交通）と協議

⇒ 大臣が同意して、構想を廃止

出典：平成17年4月7日付け国土交通省都市・地域整備局地方整備課「総合保養地域整備法に基づく基本構想を廃止する場合の手続きについて」（抜粋）

基本構想廃止の場合に提出していただく書類

○廃止を決定するに至った理由・考え方

○廃止を決定するまでの当該道府県内における手続き（政策評価結果の概要、第三者委員会等での検討内容）

○関係市町村・民間事業者等との調整状況

○関係法令との調整状況（例：総合保養地域整備法に基づく基本構想上の特定地域・重点整備地区であることを理由として土地利用規制についての処分を受けている場合、基本構想廃止によりどのような取扱いをすることになるのかが施設又は地区ごとにわかる資料）

○行政から金融上の支援（NTT-Cなど）を受けて整備された特定施設に係る債務の弁済状況及び残余債務の取扱い方針

○各特定施設又はその予定地の今後の取扱い

※上記の他、関係各省が個別案件の内容に応じて必要と判断した場合には、さらなる資料の要求を行うことがありうる。

2 支障事例



- 各道府県が同意基本構想を廃止するに当たって、政策評価を行った上での主務大臣への同意付き協議が必要であるため、**多大なる事務手続の負担が生じている**。
- 本県としても具体的に廃止を検討することのないまま、事実上凍結している状態。
- 各都道府県でも抜本的な見直しが進められているが、**廃止には時間と労力がかかる**ため、現在は休止中のような形をとっている。

3 提案内容、制度改革による効果

提案内容

- ・ 総合保養地域整備基本構想については、社会経済情勢の変化により、都道府県の実情にあわせた廃止を含めた必要な措置を行うことが相当であり、国の同意といった全体的な統制の下で制度運用する実務上の意義を既に失っている。
- ・ 基本構想の変更や廃止にあたって国の同意が要件とされていることで、都道府県の実情にあわせた措置が進んでおらず、基本構想の存在自体が国による一種の足枷となり、地方自治体の創意工夫による地域振興を阻害している。



基本構想の廃止における政策評価を行った上での主務大臣への同意付き協議を廃止し、国への報告等最低限の手続きとすること。

制度改革による効果

地域の実情に合わせた同意基本構想の廃止を速やかに行うことができる。

(参考) 総合保養地域整備法

(基本構想の作成等)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県内の地域であつて第三条各号に掲げる要件に該当すると認められるものについて、第一条に規定する整備に関する基本構想（以下「基本構想」という。）を作成し、主務大臣に協議し、その同意を求めることができる。

2 基本構想においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 特定地域の区域

二 重点整備地区の区域

三 重点整備地区において整備されるべき特定民間施設（重点整備地区間を連絡する特定民間施設である交通施設を含む。）の種類、位置、規模、機能及び運営に関する基本的な事項並びに特定民間施設以外の特定施設（重点整備地区間を連絡する特定施設である交通施設を含む。）の設置に関する基本的な事項

四 公共施設の整備の方針に関する事項

75 五 特定施設及び公共施設の整備に必要な土地の確保に関連して実施される農用地の整備に関する事項

3 前項各号に掲げるもののほか、基本構想においては、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 第一条に規定する整備の方針に関する事項

二 重点整備地区の区域ごとの整備の方針に関する事項

三 第一条に規定する整備の一環として推進すべき産業の振興に関する事項

四 自然環境の保全との調和、農林漁業の健全な発展との調和、居住機能との調和、観光業の健全な発展、地価の安定その他第一条に規定する整備に際し配慮すべき事項

4 都道府県は、基本構想を作成しようとするときは、関係市町村に協議しなければならない。

5 主務大臣は、基本構想が次の各号に該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

一 その基本構想に係る地域が第三条各号に掲げる要件に該当し、かつ、基本方針に適合するものであること。

二 第二項第二号から第五号までに掲げる事項にあつては、基本方針に適合するものであること。

三 その基本構想に係る第一条に規定する整備が当該特定地域及びその周辺の地域に対して適切な経済的効果を及ぼすものであること。

四 その他基本方針に照らして適切なものであること。

6 主務大臣は、基本構想につき前項の規定による同意をしようとするときは、環境大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

7 都道府県は、基本構想が第五項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

(基本構想の変更)

第六条 都道府県は、前条第五項の規定による同意を得た基本構想を変更しようとするときは、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

2 前条第四項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。